

どこまで対応すればいいの!?

改正電子帳簿保存法対策講習会

～まだ間に合う!これから始める最低限対応すべき事～

電子取引について電子帳簿保存法に対応した保存が、当初予定の2022年1月から2年間の猶予期間が設けられ、2024年1月より“完全”義務化されます。猶予期間はあるものの、企業が対応すべき範囲は想像以上に広く、しっかりとした対策が必要です。電子帳簿保存法とは関係がないと思っている企業でも、取引先からメールなどに添付されて送られてきた請求書のPDFファイルやEDIシステムで授受されたデータは、必ず電子データで法令要件に従って管理することが必要となりました。今回のセミナーでは、準備すべき事や電子取引の保存要件についての解説などを分かりやすく説明します。

講座内容

- インボイス制度の概要
- 電子帳簿保存法（電帳法）とは？
電帳法の規制の範囲
帳簿・書類・電子取引とは
- 今回の改正の内容
電子帳簿等保存制度/スキャナ保存制度
- 電子取引データ保存
電子取引とは何か
電子取引の保存要件
- 2022年1月1日からの改正電帳法対応方法

講師

きむら あきらこ
税理士事務所
所長

きむら あきらこ

木村 聡子 氏

税理士。きむら あきらこ税理士事務所代表。福岡県遠賀郡出身。法政大学法学部卒。一般企業へ勤務後、会計事務所に勤務しながら実質3年で税理士試験に合格。2000年に税理士事務所を開業。中小企業の税務顧問だけでなく、「小さな相続専門税理士」として、庶民の小さな相続案件をサポートする税理士としても知られる。セミナー講師実績多数。「経理ウーマン」「納税通信」など実務誌へ連載寄



日時

令和4年 12月 6日(火) 14:00～16:00

形式

Zoom オンライン配信 ※受講にはメールアドレスが必要になります。

受講料

無料

主催

土浦商工会議所 卸商業部会

【ご参加される皆さまへ注意事項】 ※必ずメールアドレスをご記入ください。お一人様1つのメールアドレスが必要です。
※事前に視聴予定場所のインターネット環境をご確認の上お申し込みください。

お問い合わせ
お申し込み

土浦商工会議所 商工振興課

TEL:029-822-0391・FAX:029-822-8844・メール:info@tcci.jp

| | | | |
|------|--|----------|--|
| 事業所名 | | TEL | |
| 所在地 | | FAX | |
| 氏名 | | Mailアドレス | |
| 氏名 | | Mailアドレス | |

※ご記入頂いた情報は、講座運営にかかわる諸連絡・事務、及び各種講座情報提供の目的に使用致します。